

第一百六十六条に見出しとして「（会社関係者の禁止行為）」を付し、同条第一項中「有価証券指數等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引」を「デリバティブ取引」に改め、同条第二項第七号中「第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号」を「第二条第一項第五号、第七号又は第九号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付し、同条第四項中「同項第七号」を「同項第十一号」に改め、同項に項番号を付し、同条第五項中「有価証券報告書」の下に「第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定による四半期報告書」を加え、同項に項番号を付し、同条第六項第四号の二中「第二条第一項第十号の三」を「第二条第一項第二十号」に改め、同項第五号中「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第七号中「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に改め、同項に項番号を付する。

第一百六十七条に見出しとして「（公開買付者等関係者の禁止行為）」を付し、同条第一項中「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「第二条第一項第十号の二」を「第二条第一項第十九号」に改め、同条第二項から第四項までに項番号を付し、同条第五項第六号中「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第七号中「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に改め、同項に項番号

を付する。

第一百六十七条の二に見出しつつして「（無免許市場における取引の禁止）」を付し、同条中「第八十条」を「第八十条第一項」に改め、同条第二号を次のように改める。

一 市場アリバティイブ取引

第一百六十八条に見出しつつして「（虚偽の相場の公示等の禁止）」を付し、同条第二項中「証券会社又は登録金融機関」を「又は金融商品取引業者等」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「証券会社又は登録金融機関」を「又は金融商品取引業者等」に改め、同項に項番号を付する。

第一百六十九条に見出しつつして「（対価を受けて行う新聞等への意見表示の制限）」を付し、同条中「証券会社、登録金融機関」を「金融商品取引業者等」に改める。

第一百七十条に見出しつつして「（有利買付け等の表示の禁止）」を付し、同条ただし書中「第五号」を「第六号」に改める。

第一百七一条に見出しつつして「（一定の配当等の表示の禁止）」を付し、同条中「第五号」を「第六号」に改める。

第一百七十二条に見出しつとして「（虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者等に対する課徴金納付命令）」を付し、同条第二項から第五項までに項番号を付する。

第一百七十二条の二に見出しつとして「（虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者に対する課徴金納付命令）」を付し、同条第二項中「半期・臨時報告書等」を「四半期・半期・臨時報告書等（第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書若しくは」に改め、「臨時報告書又は」の下に「第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び」を加え、同項及び同条第三項に項番号を付する。

第一百七十三条に見出しつとして「（風説の流布等により相場を変動させた者に対する課徴金納付命令）」を付し、同条第一項中「有価証券指數等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引」を「若しくはデリバティブ取引」に改め、同項第一号中「有価証券店頭指數」を「店頭デリバティブ取引の対象となる金融指標」に改め、同条第二項中「有価証券指數等先物取引」を「第二条第二十一項第一号に掲げる取引」に改め、「現実指數又は」及び「約定指數又は」

を削り、「有価証券オプション取引」を「同項第三号に掲げる取引」に改め、同項に項番号を付し、同項第三項中「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、「現実指数又は」及び「約定指数又は」を削り、「有価証券オプション取引」を「同項第二号に掲げる取引」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、「引」に改め、同項に項番号を付する。

第一百七十四条に見出しとして「（相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者に対する課徴金納付命令）」を付し、同条第一項中「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「取引所有価証券市場における上場有価証券等（同条第一項に規定する上場有価証券等）を「取引所金融商品市場における上場金融商品等（同号に規定する上場金融商品等）に改め、「の相場を変動させるべき一連の上場有価証券売買等（第一百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。）若しくはその申込み若しくは委託等」を削り、「店頭売買有価証券売買等（同条第四項において準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。）若しくは」を「有価証券売買等（第一百五十九条第二項に規定する有価証券売買等をいう。）又は」に改め、同項第二号イ(2)及びロ(1)中「上場有価証券等」を「上場金融商品

等」に改め、同条第二項中「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、「現実指数又は」及び「約定指数又は」を削り、「有価証券オプション取引」を「同項第三号に掲げる取引」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、「現実指数又は」及び「約定指数又は」を削り、「有価証券オプション取引」を「同項第三号に掲げる取引」に改め、「現実指数又は」及び「約定指数又は」を削り、「上場有価証券等」を「同項第二号に掲げる取引」に改め、同項及び同条第四項に項番号を付し、同条第五項中「上場有価証券等」を「上場金融商品等」に改め、同項に項番号を付し、同条第六項中「上場有価証券等」を「上場金融商品等」に改め、同項及び同条第七項に項番号を付し、同条第八項中「現実指数又は」及び「約定指数又は」を削り、「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、同項に項番号を付し、同条第九項中「現実指数又は」及び「約定指数又は」を削り、「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、同条第十三項中「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、「現実指数又は」を削り、「有価証券オプション取引」を「同項第三号に掲げる取引」に改め、同項及び同条第十四項に項番号を付する。

第一百七十五条に見出しつとして「（会社関係者に対する禁止行為等に違反した者に対する課徴金納付命令）」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、「現実指数又は」及び「約定指数又は」を削り、「有価証券オプション取引」を「同項第三号に掲げる取引」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、「現実指数又は」及び「約定指数又は」を削り、「有価証券オプション取引」を「同項第三号に掲げる取引」に改め、「現実指数又は」及び「約定指数又は」を付し、同条第六項中「第七十九条の三又は第一百六条」を「第六十七条の十九又は第一百三十条」に改め、同項に項番号を付し、同条第八項中「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、同項に項番号を付する。

第一百七十六条に見出しつとして「（課徴金の額の端数計算等）」を付し、同条第二項から第四項までに項番号を付する。

第一百七十七条に見出しつとして「（報告の徴取及び立入検査）」を付する。

第一百七十八条に見出しつとして「（審判手続開始の決定）」を付し、同条第二項から第四項までに項番号を付し、同条第五項中「半期・臨時報告書等」を「四半期・半期・臨時報告書等」に改め、同項から同条第九項までに項番号を付する。

第一百七十九条に見出しつとして「（審判手続開始決定書）」を付し、同条第二項から第四項までに項番号を付する。

第一百八十条に見出しつとして「（審判手続）」を付し、同条第二項から第四項までに項番号を付する。

第一百八十二条に見出しつとして「（被審人の代理人等）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第一百八十二条に見出しつとして「（審判の公開）」を付する。

第一百八十三条に見出しつとして「（答弁書）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第一百八十四条に見出しつとして「（意見の陳述）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第一百八十五条に見出しつとして「（参考人に対する審問）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第一百八十五条の二に見出しつとして「（被審人に対する審問）」を付する。

第一百八十五条の三に見出しつとして「（証拠書類等の提出）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第一百八十五条の四に見出しつとして「（学識経験者に対する鑑定命令）」を付し、同条第一項及び第二項に項番号を付する。

第一百八十五条の五に見出しつとして「（立入検査）」を付する。

第一百八十五条の六に見出しつとして「（決定案の提出）」を付する。

第一百八十五条の七に見出しつとして「（課徴金の納付命令の決定等）」を付し、同条第二項第一号中「半期・臨時報告書等」を「四半期・半期・臨時報告書等」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項第一号口中「半期・臨時報告書等」を「四半期・半期・臨時報告書等」に改め、同項から同条第十八項までに項番号を付し、同条第十九項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一 第二十四条の四の七第一項又は第一項（これらの規定を同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項

の規定による四半期報告書及びその訂正報告書 当該四半期報告書に係る期間の属する事業年度

第一百八十五条の七第十九項に項番号を付する。

第一百八十五条の八に見出しつとして「(決定の効力の停止)」を付し、同条第二項から第十一項までに項番号を付する。

第一百八十五条の九に見出しつとして「(送達書類)」を付する。

第一百八十五条の十に見出しつとして「(民事訴訟法の準用)」を付し、同条中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第一百八十五条の十一に見出しつとして「(公示送達)」を付し、同条第二項から第四項までに項番号を付する。

第一百八十五条の十二に見出しつとして「(処分通知等の電子情報処理組織の使用)」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第一百八十五条の十三に見出しつとして「(事件記録の閲覧等)」を付する。

第一百八十五条の十四に見出しつとして「(納付の督促)」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付す

る。

第一百八十五条の十五に見出しつとして「（課徴金納付命令の執行）」を付し、同条第一項及び第二項に項目番号を付する。

第一百八十五条の十六に見出しつとして「（課徴金等の請求権）」を付する。

第一百八十五条の十七に見出しつとして「（内閣府令への委任）」を付する。

第一百八十五条の十八第二項に項目番号を付する。

第一百八十五条の十九に見出しつとして「（参考人等の旅費等の請求）」を付する。

第一百八十五条の二十に見出しつとして「（行政手続法の適用除外）」を付する。

第一百八十五条の二十一に見出しつとして「（不服申立て）」を付する。

第一百八十六条に見出しつとして「（審問の手続）」を付し、同条第二項から第四項までに項目番号を付する。

第一百八十六条の二に見出しつとして「（聴聞の公開）」を付する。

第一百八十七条に見出しつとして「（審問等に関する調査のための処分）」を付する。

第一百八十八条に見出しつつして「（金融商品取引業者の業務等に関する書類の作成、保存及び報告の義務）」を付し、同条中「証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会」を「金融商品取引業者等、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会」に、「証券取引所若しくはその会員等、証券取引所持株会社、外国証券取引所若しくはその外国証券取引所参加者、証券取引清算機関」を「金融商品取引所若しくはその会員等、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所若しくはその外国金融商品取引所参加者、金融商品取引清算機関」に改める。

第一百八十九条に見出しつつして「（外国金融商品取引規制当局に対する調査協力）」を付し、同条第一項中「（以下この条において「外国証券法令」という。）」を削り、「外国証券規制当局」を「外国金融商品取引規制当局」に、「当該外国証券法令」を「当該この法律に相当する外国の法令」に改め、「取引」の下に「若しくはデリバティブ取引」を加え、同条第二項各号中「外国証券規制当局」を「外国金融商品取引規制当局」に改め、同項に項目番号を付し、同条第三項中「外国証券規制当局」を「外国金融商品取引規制当局」に、「外国証券法令」を「この法律に相当する外国の法令」に改め、同項から同条第五項まで

に項番号を付する。

第一百九十条に見出しつとして「（検査職員の証票携帯）」を付し、同条第一項中「第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四」を「第五十六条の二第一項（第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の二十」、第七十五条、第七十九条の四」に、「第一百三条の三」を「第一百三条の四」に、「第一百五十二条」を「第一百五十二条（五百五十二条の四において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第一百九十二条に見出しつとして「（参考人又は鑑定人の費用請求権）」を付する。

第一百九十二条に見出しつとして「（裁判所の禁止又は停止命令）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付し、同条第四項中「非訟事件手続法」の下に「（明治三十一年法律第十四号）」を加え、同項に項番号を付する。

第一百九十三条に見出しつとして「（財務諸表の用語、様式及び作成方法）」を付する。

第一百九十三条の二に見出しつとして「（公認会計士又は監査法人による監査証明）」を付し、同条第一項

中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、「（公認会計士法（昭和二十三年法律第百二号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条第六項を同条第七項とし、同項に項番号を付し、同条第五項中「書類」の下に「及び第二項に規定する内部統制報告書」を加え、「又は有価証券報告書」を「有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）又は内部統制報告書」に改め、同項を同条第六項とし、同項に項番号を付し、同条第四項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同項に項番号を付し、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項に項番号を付し、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「書類」の下に「及び内部統制報告書」を加え、同項を同条第三項とし、同項に項番号を付し、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、第二十四条の四の四の規定に基づき提出する内部統制報告書には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合は、この

限りでない。

第一百九十四条に見出しつとして「（議決権の代理行使の勧誘の禁止）」を付し、同条中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

第一百九十四条の二に見出しつとして「（外国金融商品市場における取引に対する本法の適用）」を付し、同条中「外国有価証券市場」を「外国金融商品市場」に、「売買取引又は外国市場証券先物取引」を「売買又は外国市場デリバティブ取引」に改める。

第一百九十四条の三に見出しつとして「（財務大臣への協議）」を付し、同条中「証券会社、証券業協会、証券取引所、外国証券取引所、証券取引清算機関」を「金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、登録金融機関、取引所取引許可業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関」に改め、「流通」の下に「又は市場デリバティブ取引」を加え、同条第一号中「第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項」を「第五十二条第一項、第五十二条の二第一項又は第五十三条第二項」に改め、同条第二号中「第五十六条第一項又は第五十六条の二第三項」を「第五十二条第一項又は第五十三条第三項」に、「第十八条」を「第二十九

条」に改め、同条第十三号を同条第十六号とし、同条第五号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第七十九条の十三第一項」を「第七十四条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「第七十二条又は第七十九条の十三第一項」を「第六十七条の六又は第七十四条第一項」に、「第六十八条第二項」を「第六十七条の二第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 第五十二条の一第一項の規定による第三十三条の一の登録の取消し

四 第六十条の八第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

五 第六十条の八第一項の規定による第六十条第一項の許可の取消し

第一百九十四条の四に見出しつとして「（財務大臣への通知）」を付し、同条第一項第一号を次のように改める。

一 第二十九条若しくは第三十三条の一の規定による登録（第二十九条の登録においては、当該登録を受けた金融商品取引業者が第一種金融商品取引業（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）又は第三十一条第四項の規定による変

更登録（第一種金融商品取引業を行う者以外の者が第一種金融商品取引業を行う者とする旨の変更登録及び第一種金融商品取引業を行う者が第一種金融商品取引業以外の業務のみを行う旨の変更登録に限る。）

第一百九十四条の四第一項第二号中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同項第三号中「第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項」を「第五十二条第一項、第五十二条の二第一項又は第五十三条第一項」に改め、同項第四号中「第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三」を「第五十二条第一項若しくは第四項、第五十三条第三項又は第五十四条」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同項第三十八号を同項第四十二号とし、同項第二十六号から第三十七号までを四号ずつ繰り下げ、同項第二十五号中「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第二十一号から第二十四号までを四号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「第一百六条の三十」を「第一百九条」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第十九号を同項第二十三号とし、同項第八号中「又は第三項ただし書」を削り、同号を同項第二十一号とし、同項第十七号を同項第二十号とし、同項第十六号中「又は第三項ただし書」を削り、同号を同項第二十号とし、同項第十五号を同項第十

九号とし、同項第十四号中「又は第四項ただし書」を削り、同号を同項第十八号とし、同項第十二号を同項第十七号とし、同項第十二号中「又は第四項ただし書」を削り、同号を同項第十六号とし、同項第十一号を同項第十五号とし、同項第十号中「第七十九条の十八第二項」を「第七十七条の六第一項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第九号中「第七十九条の十三第一項」を「第七十四条第一項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号中「第七十四条第二項」を「第六十七条の八第二項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第七号中「第七十二条又は第七十九条の十三第一項」を「第六十七条の六又は第七十四条第一項」に、「第六十八条第二項」を「第六十七条の二第二項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号中「第六十八条第二項」を「第六十七条の二第二項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号中「第五十六条第一項」を「第五十二条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七 第六十条第一項の規定による許可

八 第六十条の八第一項の規定による命令

九 第六十条の八第一項又は第六十条の九の規定による第六十条第一項の許可の取消し

第一百九十四条の四第一項第四号の次に次の一号を加える。

五 第五十二条の二第一項若しくは第三項又は第五十四条の規定による第三十三条の二の登録の取消し
第一百九十四条の四第二項第一号中「第五十五条第一項又は第四項」を「第五十条の二第一項又は第七
項」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「第一百四十条」
を「第一百二十八条」に、「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に、「有価証券の売買等」を
「有価証券の売買又は市場デリバティブル取引」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第一百九
条」を「第一百二十条」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第一百六条の二十九第二項」を「第
一百七条第二項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第七十九条の十八第三項」を「第七十七
条の六第三項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「第七十八条の二」を「第六十七条の十
六」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次
に次の一号を加える。

一 第六十条の七の規定による届出

第一百九十四条の四第二項に項番号を付し、同条第三項中「証券業協会又は証券取引所」を「認可金融商

品取引業協会又は金融商品取引所」に、「第七十九条の十八第四項又は第一百五十三条の二」を「第七十七条第六第四項又は第一百五十四条」に改め、同項に項番号を付する。

第一百九十四条の五に見出しがして「（財務大臣への資料提出等）」を付し、同条第一項中「証券取引」を「金融商品取引」に改め、同条第二項中「証券取引に」を「金融商品取引に」に、「証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所、証券取引清算機関」を「金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、公益法人金融商品取引業協会（第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会をいう。第一百九十四条の七第二項第五号において同じ。）、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関」に改め、同項に項番号を付する。

第一百九十五条を削る。

第一百九十四条の七に見出しがして「（委員会に対する不服申立て）」を付し、同条を第一百九十五条とす
る。

第一百九十四条の六に見出として「（金融庁長官への権限の委任）」を付し、同条第二項第一号中「第五十九条第一項」を「第五十六条の二第一項（第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）」に、「有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等」を「デリバティブ取引等」に改め、同項第二号中「第六十五条の二第十項」を「第六十条の十一」に、「有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等」を「デリバティブ取引等」に改め、同項第三号中「第六十六条の二十」を「第六十六条の二十二」に、「第二条第十一項各号」を「第二条第十一項第一号から第三号まで」に改め、同項第四号中「第七十九条の十四」を「第七十五条」に、「有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等」を「デリバティブ取引等」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「外国証券取引所」を「外国金融商品取引所」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第一百五十一条」を「第一百五十一条（第一百五十二条の四において準用する場合を含む。）」に、「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に、「有価証券

指数等先物取引及び有価証券オプション取引」を「及び市場デリバティブ取引」に、「証券取引所」を「金融商品取引所又は第八十五条第一項に規定する自主規制法人」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十九条の四の規定による権限（有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等の公正の確保に係る公益法人金融商品取引業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

第一百九十四条の六第二項に項番号を付し、同条第三項中「第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四」を「第五十六条の二第一項（第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十条の十一、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四」に、「第一百三条の三」を「第一百三条の四」に、「第一百五十二条の二」を「第一百五十二条の二第五項」に改め、同項から同条第七項までに項番号を付し、同条を第一百九十四条の七とし、第一百九十四条の五の次に次の一条を加える。

(農林水産大臣及び経済産業大臣との協議等)

第一百九十四条の六 この法律の規定により、第二条第二項第一号、第二号、第五号若しくは第六号に掲げる権利であつて、商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項に規定する商品投資その他価格の変動が著しい物品若しくはその使用により得られる収益の予測が困難な物品の取得（生産を含む。）

をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることにより運用することを目的とするものとして政令で定めるものに該当するものに係る次に掲げる行為を行う業務に關し、内閣総理大臣が内閣府令（政令で定めるものに限る。）を定め、若しくは内閣総理大臣が命令その他の処分（政令で定めるものに限る。）を行う場合又は内閣総理大臣に対し届出（政令で定めるものに限る。）若しくは登録の申請があつた場合における農林水産大臣又は経済産業大臣との協議、これらに対する通知その他の手続については、政令で定める。

- 一 売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- 二 募集又は私募
- 三 売出し

四 募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

2 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる行為を業として行おうとする者について、第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を行い、又は第三十一条第一項若しくは第三十二条の六第一項の届出を受理した場合には、当該者に係る第二十九条の二第一項又は第三十三条の三第一項に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。

一 第二条第八項第七号に掲げる行為（投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利で第二条第二項第五号に該当するもの（以下この条において「投資事業有限責任組合権利」という。）に係るものに限る。）

一 第二条第八項第十五号に掲げる行為（投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

3 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる行為を業として行おうとする者について、第六十三条第二項の規定に基づく届出を受理した場合には、当該者に係る同項各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。

一 第六十三条第一項第一号に掲げる行為（投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

二 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

第一百九十六条に見出しつとして「（無効とされた場合にその影響が及ぶ範囲）」を付する。

第一百九十六条の二に見出しつとして「（経過措置）」を付する。

第八章を次のように改める。

第八章 罰則

第一百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参考書類を含む。）、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書（当該訂正届出書に係る参考書類を含む。）、第二十三条の二第一項及び第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書（当該発行登録書に係る参考書類を含む。）及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の

十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参考書類を含む。）、第二十三条の八第一項及び第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参考書類を含む。）及びその添付書類又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

二 第二十七条の三第一項（第二十七条の二十一の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の六第二項若しくは第三項（これらの規定を第二十七条の二十一の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十一の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十一の二第四項において準用する場合を含

む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第四項から第六項まで、第二十七条の十一第一項（第二十七条の二十二の二第一項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表に当たり、重要な事項につき虚偽の表示をした者

三 第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付届出書、第二十七条の八第一項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

四 第二十七条の二十二の三第一項又は第二項の規定による公表を行わず、又は虚偽の公表を行つた者

五 第百五十七条、第一百五十八条又は第一百五十九条の規定に違反した者

2 財産上の利益を得る目的で、前項第五号の罪を犯して有価証券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等を行つた者は、十年以下の懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

第一百九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し又は同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘について、これらの届出が受理されていないのに当該募集、売出し若しくは適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又はこれらの取扱いをした者

二 第六条（第十二条、第二十二条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十

四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出又は送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出し、又は送付した者三 第十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第七項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の八第九項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十

二の三)第四項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者

四 第二十七条の三第一項(第二十七条の二十二の二第一項において準用する場合を含む。)又は第二

十七条の十第四項の規定による公告を行わない者

五 第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項(第二十七条において準用する場合

を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条第六項(第二十七条

において準用する場合を含む。)の規定による有価証券報告書若しくはその添付書類、第二十四条の

二第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する第十条第一項の規定による

訂正報告書、第二十四条の四の四第一項(同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。)

及び第二十七条において準用する場合を含む。)若しくは第四項(第二十七条において準用する場合

を含む。)の規定による内部統制報告書若しくはその添付書類、第二十四条の四の五第一項(第二十

七条において準用する場合を含む。)において準用する第十条第一項の規定による訂正報告書、第二

十七条の二第二項(第二十七条の二十二の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による公

開買付届出書、第二十七条の十一第三項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含

む。) の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の二十三第一項（第二十七条の二十一の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書又は第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書を提出しない者

六 第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の五第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による添付書類、内部統制報

告書若しくはその添付書類、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項若しくは第二項の規定による自己株券買付状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による親会社等状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第八項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の十第十一項の規定による対質問回答報告書、同条第十二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第四項（第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による

定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者
七 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類（第一十五条第
一項第五号及び第九号に掲げる書類を除く。）の写しの公衆縦覧に当たり、重要な事項につき虚偽が
あり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆の縦覧に供
した者

八 第二十七条の九第一項（第二十七条の二十一の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に
よる公開買付説明書又は第二十七条の九第三項（第二十七条の二十一の二第二項において準用する場
合を含む。）の規定により訂正した公開買付説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるも
のを交付した者

九 第二十七条の六第一項の規定に違反して公開買付けの買付条件等の変更を行う旨の公告を行つた者
又は第二十七条の十一第一項ただし書（第二十七条の二十一の二第二項において準用する場合を含
む。）の規定に該当しないにもかかわらず、第二十七条の十一第一項本文（第二十七条の二十一の二
第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付けの撤回等を行う旨の公告を行つた者

十 第二十七条の二十二の三第二項の規定による通知を行わず、又は虚偽の通知を行つた者

十一 第百一条の九の規定により発行する株式を引き受ける者の募集（私募を含む。以下この号において同じ。）をするに当たり、重要な事項について虚偽の記載のある申論見書、当該募集の広告その他の当該募集に関する文書を行使した会員金融商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

十二 第百一条の九の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行つた会員金融商品取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は当該預合いに応じた者

十三 第百六十六条第一項若しくは第三項又は第一百六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反した者第一百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで金融商品取引業を行つた者

二 不正の手段により第二十九条若しくは第六十六条の登録、第三十一条第四項の変更登録又は第五十

九条第一項若しくは第六十条第一項の許可を受けた者

三 第三十六条の三又は第六十六条の九の規定に違反して他人に金融商品取引業、登録金融機関業務又は金融商品仲介業を行わせた者

三の二 第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定に違反して内閣総理大臣の許可を受けないで第五十九条第一項又は第六十条第一項に規定する業務を行つた者

三の三 第五十九条の六又は第六十条の十三において準用する第三十六条の三の規定に違反して他人に

第五十九条第一項又は第六十条第一項に規定する業務を行わせた者

四 第八十一条第一項又は第一百五十五条第一項の規定に違反して金融商品市場を開設した者又は外国金融商品市場における取引を行わせた者

五 第百二条の十四の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは金銭以外の財産の給付又は同条第三号に掲げる事項について、内閣総理大臣、裁判所又は会員の総会に対して虚偽の申述を行

い、又は事實を隠ぺいした会員金融商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは検査役

又は株式会社金融商品取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

六 第百五十六条の二の規定に違反して金融商品債務引受業を行つた者

七 第百五十六条の二十四第一項の規定に違反して内閣総理大臣の免許を受けないで同項に規定する業務を行つた者

八 第百九十二条第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反した者

第一百九十八条の二 次に掲げる財産は、没収する。ただし、その取得の状況、損害賠償の履行の状況その他事情に照らし、当該財産の全部又は一部を没収することが相当でないときは、これを没収しないことができる。

一 第百九十七条第一項第五号若しくは第二項又は第一百九十七条の二第十三号の罪の犯罪行為により得た財産

二 前号に掲げる財産の対価として得た財産又は同号に掲げる財産がオプションその他の権利である場合における当該権利の行使により得た財産

2 前項の規定により財産を没収すべき場合において、これを没収することができないときは、その価額を犯人から追徴する。

第一百九十八条の三 第二十八条の二若しくは第三十九条第一項（これらの規定を第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十一条の二第二号若しくは第五号又は第四十二条の二第一号、第三号若しくは第六号の規定に違反した場合においては、その行為をした金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十八条の四 第一百六条の十第一項又は第三項の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十八条の五 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関若しくは証券金融会社の代表者、

代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四十二条の四、第四十三条の二第一項若しくは第二項又は第四十二条の三の規定に違反したとき。

二 第五十二条第一項、第五十三条第二項、第六十条の八第一項又は第六十六条の二十第一項の規定による業務の停止の処分（第三十条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

三 第七十四条第一項の規定による停止、変更、禁止若しくは措置（役員の解任の命令を除く。）、第七十九条の六の規定による停止若しくは措置、第一百五十二条第一項（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）の規定による停止、変更、禁止若しくは措置、第一百五十三条の二の規定による変更、禁止若しくは措置、第一百五十五条の十第一項の規定による停止、変更若しくは禁止、第一百五十六条の十七第二項の規定による停止又は第一百五十六条の三十二第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

四 第百六条の二十八第三項の規定に違反したとき。

第一百九十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二十九条の二第一項から第三項まで、第三十三条の三、第五十九条の二第一項若しくは第三項、第六十条の二第一項若しくは第三項、第六十六条の二、第六十七条の三、第八十一条、第一百二条の十五、第一百六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三又は第一百五十六条の二十四第二項から第四項までの規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者
- 二 第三十八条第一号又は第六十六条の十四第一号イの規定に違反した者
- 三 第四十六条の二（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十七条、第四十八条、第六十六条の十六又は第一百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者
- 四 第四十六条の三第一項（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十七条の二、第四十八条の二第一項、第四十九条の三第一項（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第六十六

条の十七第一項、第一百五十五条の五又は第一百五十六条の三十五の規定による報告書、書類若しくは書面を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書、書類若しくは書面を提出した者

五 第四十六条の三第二項（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十八条の二第二項又は第四十九条の三第二項（第六十条の六において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条の三、第六十六条の十七第二項若しくは第六十六条の十八の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

七 第四十六条の六第一項、第六十三条第二項若しくは第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第五十条の一第一項若しくは第七項又は第六十条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第五十条の二第六項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

十 第五十六条の二、第六十条の十一、第六十三条第七項、第六十六条の二十二、第一百三条の四、第六十六条の六、第一百六条の十六又は第一百六条の二十の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十一 第五十六条の二、第六十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第一百三条の四、第一百六条の六、第一百六条の十六、第一百六条の二十、第一百六条の二十七、第一百五十一条（第一百五十二条の四において準用する場合を含む。）、第一百五十五条の九、第一百五十六条の十五、第一百五十六条の三十四、第一百八十五条の五又は第一百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第六十条の十二第三項において準用する第六十条の十一又は第六十五条の三第三項において準用する第五十六条の二第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十三 第六十条の十二第三項において準用する第六十条の十一又は第六十五条の三第三項において準用する第五十六条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十四 第六十三条第五項（第六十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十五 第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第一百九十九条 第七十五条、第七十九条の四、第一百六条の二十七、第一百五十二条の四ににおいて準用する場合を含む。）、第一百五十五条の九、第一百五十六条の十五又は第一百五十六条の三十四の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した場合においては、その行為をした認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、証券金融会社、金融商品取引所の子会社（第八十七条の三第二項に規定する子会社をいう。）、金融商品取引所持株会社の子会社（第一百六条の十第一項に規定する子会社をいう。）、金融商品取引所に上場されている有価証券若しくは店頭売買有価証券の発行者又は外国金融商品取引所の外国金融商品取引所参加者の代表者、代理人、使用人その他の従業者若しくは業務の委託を受けた者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の一第一項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の一第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出をせず、又は送付しない者
- 二 第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三 第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十一の二第一項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五 第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の四の七第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を

含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これららの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、親会社等状況報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十一の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類（第二十五条第一項第五号及び第九号に掲げる書類を除く。）の写しを公衆の縦覧に供しない者

七 第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十一の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第六項又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八 第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九 第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者十 第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書又は同条第十一項の規定による対質問回答報告

書を提出しない者

十一 第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二 第二十七条の一十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三 第三十二条の一（第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十四 第三十九条第一項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十五 第三十九条第五項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十六 第百三条の二第一項若しくは第四項又は第一百六条の十四第一項若しくは第四項の規定に違反した

者

十七 第百六条の三第一項若しくは第四項、第一百六条の七第二項、第一百六条の十七第一項若しくは第三項又は第一百六条の二十一第二項の規定による命令に違反した者

十八 第百六条の七第一項又は第一百六条の二十一第一項の規定による命令に違反した者

十九 第百六十七条の二の規定に違反した者

二十 第百六十八条の規定に違反した者

二十一 第百七十条又は第一百七一条の規定に違反して、表示をした者

第二百条の二 前条第十四号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没收する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百条の三 第百八十五条第二項又は第一百八十五条の四第三項において準用する民事訴訟法第二百一条

第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その

刑を減輕又は免除することができる。

第二百一条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十条第一項の規定による認可を受けないで同項に規定する業務を行つたとき。

二 第三十条の二第一項（第一百五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条第二項、

第六十条第二項又は第八十五条第二項の規定により付した条件に違反したとき。

三 第三十一条第六項の規定に違反したとき。

四 第三十一条の二第五項、第三十三条第一項、第三十三条の二、第四十一条の三から第四十一条の五

まで、第四十二条の五、第四十二条の六又は第六十六条の十三の規定に違反したとき。

五 第二十五条第四項の規定による承認を受けないで金融商品取引業並びに同条第一項に規定する業務

及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

六 第五十二条第一項（第三十条第一項の認可に係るものに限る。）又は第五十二条の二第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

七 第六十四条第二項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

八 第六十七条の七、第九十七条又は第一百一条の二十一の規定に違反したとき。

九 第八十五条第一項の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する自主規制法人に第八十四条第二項に規定する自主規制業務の委託を行つたとき。

十 第百六条の七第四項において準用する同条第一項又は第一百六条の二十一第四項において準用する同条第一項の規定による命令に違反したとき。

十一 第百六条の二十八第一項（第一百九条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

十二 第百五十六条の二十七第三項の規定による承認を受けないで第一百五十六条の二十四第一項及び第

百五十六条の二十七第一項各号に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十三 第百五十六条の二十八第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

第二百二条 取引所金融商品市場によらないで、取引所金融商品市場における相場（取引所金融商品市場における金融商品の価格又は利率等に基づき算出される金融指標を含む。）により差金の授受を目的とする行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第二百八十六条の規定の適用を妨げない。

2 前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

- 一 金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この項において同じ。）又は第三十三条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が一方の当事者となる店頭デリバティブ取引
- 二 金融商品取引業者又は第三十三条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭デリバティブ取引